

月十一日工場と一切の關係を絶ちたる雇従業員間にも階級に分別ありたる爲に並取用派職工十七名は今後の待遇問題等に不安を感じ職長林番が斥を中心として待遇改善の要求をなすに至つたのである

十一、賃 水 事 項 (被服費)

一、待遇改善

- イ、労働時間八時間制を實施し午後十二時二十分午後四時十五分迄休憩時間を與ふること
- ロ、四天祭日は公休とし日給支給のこと
- ハ、午後四時より九時迄残業に就ては一時間一分二厘、午後九時より夜は一分五厘の割増残業手當を支給のこと
- ニ、給料は毎月二十八日付の月末日に支給のこと

二、保険給付

- イ、現従業員に對して臨時給付保険者としての資格^者たらしめ共の給付を正確にすること
- ロ、保険給付金は工場主に於て立替のこと
- 三、職工職大の所屬職手賃割を實施のこと
 - 一年未満の者に對しては給の二十日分支給し一年以上の者に對しては一月増す毎に二日分増給のこと
- 四、工場設備を完全にすること
- 五、賃上げに賃上げを取直のこと
- 六、籍役大の名稱を廢止のこと
- イ、臨時雇職役夫を臨時本職工となすこと
- 六、勤怠表を従業員に交付のこと
- 七、労働中の日給を支給のこと